カ　データ点数　　測定精度が保証される点数
キ　掃引時間　　測定精度が保証される時間
ク　掃引モード　　単掃引
ケ　検波モード　　ポジティブピーク

⑵　⑴の条件で探索した値が許容値を超える場合の漏えい電力の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅　　搬送波を送信していないときの漏えい電力の許容値が適用される周波数範囲
イ　分解能帯域幅　　１MHz以上３MHz以下
ウ　ビデオ帯域幅　　分解能帯域幅の３倍程度
エ　Ｙ軸スケール　　10dB／Div
オ　入力レベル　　最大のダイナミックレンジとなる値
カ　データ点数　　測定精度が保証される点数
キ　掃引時間　　測定精度が保証される時間
ク　掃引モード　　単掃引
ケ　検波モード　　ＲＭＳ

３　試験機器の状態

⑴　必要な場合、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。
⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。
⑶　キー操作、制御器又は外部試験装置を用いて送信を停止した状態とする。ただし、バースト波のオフ時間で測定を行う場合はこの限りではない。
⑷　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに空中線電力が最大となる状態に設定するほか、全空中線端子における空中線電力の総和が最大となる状態に設定する。

４　測定操作手順

⑴　必要に応じて広帯域検波器等によりスペクトル分析器に外部トリガをかけ、搬送波を送信していない時間を測定できるようにする。
⑵　スペクトル分析器の設定を２⑴とし、漏えい電力の最大値を探索する。
⑶　探索された漏えい電力の最大値に分解能帯域幅換算値（＝10log（参照帯域幅／分解能帯域幅））を加算した値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値に分解能帯域幅換算値を加算した値を測定値とする。
⑷　⑶において許容値を超える場合は、スペクトル分析器の設定を２⑵とし、掃引周波数幅内の全データについて許容値が規定される周波数幅当たりの電力総和を算出し、その最大値を測定値とする。
⑸　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

５　試験結果の記載方法

⑴　技術基準で規定する単位で周波数ごとに記載する。
⑵　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。